CCUS 検討委員会　規則

（総則）

第１条　戦略推進センター傘下のボトムアップ型研究会「CCUS 研究会」をリニューアルし、戦略推進センターに委員会「CCUS 検討委員会」（以下「本委員会」という。）を 2022 年 10 月 1 日付で設置する。

（存続期間）

第２条　本委員会の存続期間は２年間以下とする。ただし、継続は可能とする。
継続する場合には、存続期限の３ヶ月前までに継続設置申請書を戦略推進センター長に提出し、センター運営会議の承認が得られた場合には継続することができる。

（目的）

第３条　会員相互の交流を通じて学術、技術ならびに経験を交換し、CCUS 技術および関連技術の社会実装の促進、技術開発・普及シナリオ提案、課題の分析、知の還元を行うとともに、分野を横断する研究・技術開発や若手研究者および技術者の育成を推進することを目的とする。

（構成員）

第４条　本委員会は、CCUS 分野の研究に係わる本会正会員および本委員会の設置目的に賛同し、その事業に協力する本会法人会員およびその社員、その他を以て構成される。

２　本委員会法人会員は、本委員会に対する連絡責任者を定め本委員会に通知する。

（委員長及び副委員長）

第５条　本委員会には委員長１名および２名以内の副委員長を置く。

２　委員長は、本センター長が本センター運営会議の議を経て本会正会員の中から委嘱する。

３　委員長は本会正会員の中から副委員長ならびに委員を委嘱する。

４　委員長は本委員会を代表し、統括する。副委員長は委員長を補佐する。

（入会・退会）

第６条　本委員会に入会するもの（正会員、法人会員およびその社員、その他）は、本委員会に入会申込書を提出し、承認を受けなければならない。

２　本委員会委員、法人会員およびその社員、その他は、次の何れかに該当した時に退会する。

(1)　書面にて退会を届け出た時

⑵　本人が死亡、もしくは法人会員が解散した時
⑶　本委員会委員として相応しくない言動があったと認められ、本委員会が退会を通告した時

（機能）
第７条　第３条の目的を達成するために、本委員会の機能を下記の通りとする。
⑴　CCUS および関連する技術の研究開発と成果の実用化および体系化
⑵　シンポジウム・討論会・講演会・意見交換会等の開催
⑶　化学工学会およびその他の関連機関との共催事業
⑷　本会を通じて連携した各種共同研究
⑸　前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な機能

（任期）
第８条　委員長、副委員長および委員の任期は原則として２年とする。ただし重任は妨げない。
２　委員長に任期途中で欠員事態が生じた場合、残任期間は副委員長が代行する。
３　補欠による委員長の任期は前任者の残任期間とする。

（活動資金）
第９条　本委員会は CCUS 研究会の活動資金を引継ぐことができる。

（事務局）
第 10 条　本委員会の事務局は本部事務局内に置き、経理・庶務を行う。

（活動報告）
第 11 条　委員長は毎事業年度終了後に遅滞なく活動報告、経理書類を作成し、戦略推進センター長に提出しなければならない。
２　委員長は必要に応じて本委員会の活動報告を戦略推進センターにて行う。

（経理・経費等）
第 12 条　本委員会の経理および庶務は、本部事務局において本会会計関連規程に則って会計し処理を行う。
２　本委員会は研究のための会費を会員、および法人会員、その他から徴収することができる。会費は委員長が定める。
３　本委員会は第７条に記載の行事を行う場合には、行事参加者より参加費を徴収することができる。
４　外部資金を導入する場合は別に定める。

5　本委員会を終了する場合に会計に残金が発生した時は、その全額を本会に納入しなければならない。

（その他）

第13条　本規則に記載していない事項の他、委員会の運営に関し必要な事項は委員会において定める。

（規則の変更）

第14条　本規則の変更は本センター運営会議の承認を得て行う。

附則　2022年7月6日　　制定